

見本

婚姻届

令和 年 月 日 届出

青森県十和田市長 殿

閉庁時(土日祝祭日等)に届出する場合は、事前に市民課職員から記入内容の確認を受けてください。不備な点がある場合は再来庁が必要となります。

- 婚姻届に必要な書類など(主なもの)
- ①本人確認ができるマイナンバーカードや免許証など
  - ②十和田市に住所を変更する方は、前住所地からの転出証明書。
  - ③未成年の方が婚姻する場合は、父母の同意書(再婚者は不要)。
  - ④国民健康保険証、個人番号カード(通知カード)、印鑑登録証など。
- ※戸籍謄本の添付は不要です。  
※押印は任意

婚姻届では住所変更ができません。変更が必要な方は、住み始めてから14日以内(土日以外の日)に市民課

夫になる人	とわだ たろう	妻になる人	さんぼんぎ はなこ
氏名	十和田 太郎	氏名	三本木 花子
生年月日	51年6月23日	生年月日	54年10月5日
住所	青森県十和田市西十二番町6番地1	住所	青森県十和田市大字切田字印1番地1
籍	青森県十和田市西十二番町6番	籍	青森県十和田市大字三本木字稻吉1番
父母の氏名	父 切田 一郎 母 十和田 みさえ	父母の氏名	父 三本木 市朗 母 藤坂 しわ子
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	夫の氏 新本籍 (印の○の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 妻の氏 青森県十和田市西十二番町 6番	婚姻の届出	初婚・再婚 (死別) 再婚 (死別)
同居している場合は、同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯の世帯主の職業	夫の職業 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を併せている農業者 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している 3. 企業・個人出資等(空会社は除く)の常勤勤労者(世帯主1人から99人までの世帯(日または1年未満の契約)は1年未満の契約の雇用者等は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者 6. 仕事をしている者がいない世帯	妻の職業	

署名 (※押印は任意)	大深内 次郎 印	市村 県太郎 印
生年月日	昭和51年6月23日	昭和45年3月3日
住所	青森県十和田市西十二番町6番地1	青森県八戸市柏崎一丁目1番地1
本籍	青森県十和田市西十二番町6番	青森県八戸市柏崎一丁目1番

亡くなっている親でも記入は必要です。

2人必要です。成人の方ならどなたでも結構ですが、必ず証人ご本人に記入してもらってください。

もしくは、青森県十和田市大字三本木字稻吉1番地1でも地番があればOK

同居していなければ空白。

本籍は、日本の領土内の実在する場所であればおくことができます。土日などに届出するときは、事前に確認ください。※アパート名、住所の「○号」は使用できません。

印鑑登録について  
氏で印鑑登録している方が、氏が変わると自動的に登録が抹消となります。必要な場合は、新しい印鑑で登録し直してください。(登録手数料無料)

修正テープ、修正液は使わないでください。

夫、妻になる方の自署をお願いします。

連絡先 電話 090 8888 1111  
自宅・勤務先 [ ]・携帯

十和田市の住所・本籍の町名は全て漢字表記になります。(例 東十五番町、ひがしの二丁目など)